

ハッピー・ドラッグ 弘前浜の町店 の管理及び運営に関する事項

医薬品に関する注意文言

- 一部の医薬品については、1 回の御注文数量を制限させていただいております。
 - 医薬品のご購入にあたっては、効能・効果、成分内容等をご確認いただきますようお願いいたします。
- また、商品詳細ページ内の添付文書を開き、「使用上の注意」の確認をお願いします。
- 医薬品のご使用にあたっては必ず、用法・用量をご確認ください。
 - 医薬品のご使用にあたっては、商品の箱に記載または箱の中に添付されている「使用上の注意」を必ずお読みください。
 - アレルギー体質の方、妊娠中の方等は、かかりつけの医師にご相談の上、ご購入ください。

店舗の管理及び運営に関する事項

許可の区分	店舗販売業	
店舗販売業開設許可証記載事項	所轄の保健所	中南保健所
	店舗開設者	株式会社 丸大サクラ薬局
	店舗の名称	ハッピー・ドラッグ 弘前浜の町店
	店舗の所在地	弘前市大字浜の町西一丁目5番21
	医薬品販売許可番号	第24-0079号
	発行日	令和1年7月8日
	有効期限	令和7年7月7日
店舗管理者	登録販売者	高橋 昌直 (医薬品販売管理者)
当該店舗に勤務する資格者の氏名	登録販売者	高橋 昌直 (医薬品販売管理者)
	登録販売者	對馬 美奈 (医薬品販売・発注・品質管理担当)
	登録販売者	伊藤 さゆり (医薬品販売・発注・品質管理担当)
	登録販売者	八嶋 優李香 (医薬品販売・発注・品質管理担当)
	登録販売者	高橋 莉玖 (医薬品販売・発注・品質管理担当)
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
	登録販売者	
当該店舗に勤務する担当業務、業務時間 ※担当業務を業務時間内に随時行います。	担当業務	医薬品の保管・陳列・販売・情報提供・相談・発送
	業務時間	9:00～22:00 https://happydrug.co.jp/images/wolt_4896.pdf
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	特定販売（通信販売）では第2類医薬品（指定第2類医薬品）、第3類医薬品の みを取り扱います。	
勤務する者の名札等による区分	・登録販売者は「登録販売者」または「登録販売者（研修中）」と記した名札と、当店のユニフォームを着用 ・一般従事者は「一般従事者」を記した名札と、当店のユニフォームを着用	
営業時間・相談できる時間 ※年末年始等弊社休日を除く	実店舗営業時間	9:00～22:00
	相談できる時間	9:00～22:00
	定休日	
	営業時間外に相談できる時間	原則無し
相談時及び緊急時の電話番号	店舗連絡先	0172-26-6339



医薬品に関する注意文章

「医薬品は使用上の注意をよく読み用法・用量を守って正しくお使いください」

販売に関する制度に関する事項要指導医薬品の定義：

その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し、特に注意が必要なもの。
(第1類医薬品を除く) 厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に関して第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって当該申請にかかわる承認を受けてから厚生労働大臣で定める期間を経過しないもの。(特にリスクの高い医薬品) 及び
毒薬、劇薬。

第1類医薬品の定義：

その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの。
厚生労働大臣がしているもの及びその製造販売の承認の申請に関して第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって当該申請にかかわる承認を受けてから厚生労働大臣で定める期間を経過しないもの。(特にリスクの高い医薬品)

第2類医薬品の定義：

その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く)であって厚生労働大臣が指定するもの。(リスクが比較的高い医薬品) その中でも、相互作用や患者背景等の条件によって、健康被害のリスクが高まるものや、依存性・習慣性のある成分などは「指定第2類医薬品」として区別しています。

第3類医薬品の定義：第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。

比較的风险が低く、日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調不調が起こるおそれがある医薬品。

要指導医薬品及び一般用医薬品の表示に関する解説：個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。

- ・要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載します。
- ・一般用医薬品はリスク区分ごとに「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。
- ・第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品を(指定第2類医薬品といいます)については、2の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。
- ・一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。
- ・直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。

要指導医薬品及び一般用医薬品の情報の提供に関する解説：

第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、それぞれ情報提供の義務に違いがあります。
また、対応する専門家も下記のように決まっています。
登録販売者とは、都道府県の試験に合格した一般用医薬品の販売を担う専門家です。

指定第2類医薬品に関する解説及び禁忌の確認・専門家への相談について：

- ・第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品成分を含んだ医薬品と言います。
- ・第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品を(指定第2類医薬品といいます)については、2の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。
- ・指定第2類医薬品の購入に際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。
- ・指定第2類医薬品を購入する際は、安全に使用していただくため薬剤師又は登録販売者に相談ください。

リスク分類	質問によらず行う情報提供	相談応需	対応する専門家
要指導医薬品	義務(書面を用いる) 義務 薬剤師	義務	薬剤師
第1類医薬品	義務(書面を用いる)	義務	薬剤師
第2類医薬品	努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者
第3類医薬品	不要(薬事法上定めなし)	義務	薬剤師又は登録販売者

陳列に関する解説

要指導医薬品の陳列に関する解説：

要指導医薬品は、鍵付きのガラスケースに陳列しています。

第 1 類医薬品の陳列に関する解説：

第 1 類医薬品は、鍵付きのガラスケースに陳列しています。

指定第 2 類医薬品の定義：

指定第 2 類医薬品は、新構造設備規則に規定する「情報提供を行うための設備」から 7 メートル以内の範囲に陳列します。

一般用医薬品の陳列に関する定義：

第 2 類医薬品、第 3 類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。

ホームページ上では商品名の前に第○類医薬品と書かれております。また、リスク区分別に表示しております。

取り扱う一般用医薬品の使用期限

当店では、使用期限が 6 ヶ月以上ある医薬品のみ配送致します。ただし、一部の医薬品については個別に使用期限を記載致しますのでご確認ください。

医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説

〔医薬品被害救済制度〕

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療の疾病や障害等健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金等の給付を行う制度です。救済の認定基準や手続については、下記にお問い合わせ下さい。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

<http://www.pmda.go.jp/index.html>

【救済制度相談窓口】

0120－149－931（9:00～17:30）

医薬品の安全使用の為に業務手順書

医薬品の安全使用の為に手順を以下の様に定めます。

1. 商品の選定選定及び陳列第 2 類医薬品（指定 2 類医薬品）、第 3 類医薬品のみを WEB 画面上に掲載します。

医薬品とその他の商品とを明確に区別して表示しています。

2. 情報提供医薬品販売に関する許可を有することを WEB 画面上に記載しています。

商品に関する注意事項を各ページに記載しています。

購入や使用にあたりご不明な点は薬剤師または登録販売者が対応致します。

3. ご購入

WEB 画面上で第 2 類医薬品（指定第 2 類医薬品）、第 3 類医薬品のみご購入できます。

商品により、販売個数制限を設ける場合があります。□

4. ご購入内容の確認

医薬品のご購入に不明な点がある場合、販売が適切でないと判断する場合、購入目的などを確認させて頂く場合があります。

販売が適切でないと判断する場合は弊社側でキャンセルさせて頂くことがあります。

5. 引渡

品発送業務の管理を徹底しております。

6. 販売後の対応

必要に応じ、薬剤師または登録販売者がご相談に応じます

個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置□

収集致しました個人情報は、医薬品適正使用以外の目的では使用しません。□

その他、必要な事項□

- ・薬剤師不在時は要指導医薬品売場・第 1 類医薬品売場、薬剤師や登録販売者不在時は医薬品売場を閉鎖します。□
（閉鎖時の医薬品販売は法律で禁止されています） □
- ・薬剤師及び登録販売者不在時の医薬品販売はできません。
- ・医薬品の正しい購入方法、正しい仕様に努めてください。□
- ・医薬品の中に入っている「添付文書」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見られるようにして下さい。